

福祉・介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書(令和6年度)

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジンケイジンカイ			
法人名	社会福祉法人溪仁会			
法人所在地	〒	064-0823		
	札幌市中央区北3条西28丁目2番1号			
フリガナ	クボタ ユウジ			
書類作成担当者	窪田 裕二			
連絡先	電話番号	011-640-6767	E-mail	kubota-yu@kejinkai.or.jp

2 賃金改善計画について

(1) 加算額以上の賃金改善について(全体)

① 令和6年度の加算の見込額	(a)	246,630	円
i) うち、令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額	(b)	19,350	円
	ア) うち、令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越す部分の見込額	(c)	0
② 令和6年度の賃金改善に充てる必要がある加算の見込額(賃金改善が必要な額)(a-c)	(d)	246,630	円
③ 令和6年度の賃金改善の見込額(②の額以上となること)	(e)	254,453	円

④ 令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額(繰り越すを除く。)(b-c)	(f)	19,350	円
⑤ 令和6年度に④を原資として行う新たな賃金改善の見込額(ベースアップ(基本給及び決まって毎月支払われる手当の一律の引上げ)によるもの)	(g)	24,992	円
⑥ ⑤以外で、その他の手当(一時金等)による新たな賃金改善の見込額	(h)	60,000	円
⑦ 新たな賃金改善の見込額の合計(g+h)	(i)	74,992	円

【記入上の注意】

- (b)には、令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額として、旧3加算の上位区分への移行によるもの(令和6年4・5月分)並びに令和6年度改定での加算率の引上げ及び新加算Ⅰ～Ⅳへの移行によるもの(令和6年6月以降分)の合計額が別紙様式2-2、2-3及び2-4から自動で転記される。このうち、令和7年度の賃金改善のために繰り越す額(c)を除いた額が、(f)に転記される。
- 障害福祉現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年度分の加算額の全額を令和6年度内の賃金改善に充てることは求めず、障害福祉サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることを認める。令和7年度に繰り越す額は、(b)を上回らない範囲内で各事業者等において設定し、(c)に記載すること。また、繰り越す額は令和7年度の賃金改善に充て、期間中に事業所が休廃止した場合には、必ず一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金として配分すること。
- (e)・(g)・(h)には、新加算等の算定により実施する賃金改善の見込額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (g)は(f)の見込額以上となること。ただし、ベースアップのみにより当該賃金改善を行うことができない場合(例えば、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえ賃金体系等を整備途上である場合)には、必要に応じて、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えない。したがって、(i)の値(g+hの合計)が(f)以上であれば差し支えない。

(2) 加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことの誓約

<input checked="" type="checkbox"/>	処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。
-------------------------------------	-----------------------------------

【記入上の注意】

- 「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(2)を参照すること。
- ただし、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることと算定要件を満たすこととする。

(3)賃金改善を行う賃金項目及び方法



①賃金改善実施期間		令和	6	年	4	月	～	令和	7	年	3	月	(12 か月)
②賃金改善を行う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給	<input checked="" type="checkbox"/> 手当(新設)	<input type="checkbox"/> 手当(既存の増額)		<input checked="" type="checkbox"/> 賞与	<input type="checkbox"/> その他 ()							
③具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程 <input type="checkbox"/> その他 () (賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出す等すること。												
	令和6年度までに元々の賃金水準より84,740円、賃金水準が上がっています。 令和6年度は、更に、当該事業に係るケアセンターこころようていの福祉・介護職員2.5名に、 3,300円/月を処遇改善手当として支給します。 支給方法については、令和6年4月から令和7年3月までの勤務実績に応じて、翌月の給与日に支給します。												
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和 6 年 4 月 (<input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 予定)												
④ベースアップの実施予定	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する	実施しない場合、やむを得ない事情											

3 福祉・介護職員等処遇改善加算等の要件について

(1)(参考)月額賃金改善要件Ⅰ(新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善)【新加算Ⅰ～Ⅳ】
 ※令和6年度中は適用されないため、記入は任意

①	令和6年度の新加算Ⅳ相当の見込額の1/2	94,355	円	←	○
②	令和6年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額 (①の見込額以上となること)	254,453	円	←	

【記入上の注意】

- 令和7年度以降に新加算の算定を行う場合は、本要件を必ず満たす必要があることから、上記のグレー色のセルに「×」が付く場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に、加算を原資とする一時金等の一部を基本給等の引上げに付け替えるなどの必要な対応を行うこと。

(2)月額賃金改善要件Ⅱ(旧ペア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善)【新加算Ⅰ～Ⅳ】
 ※新加算Ⅰ～Ⅳを算定するまで旧ペア加算又は新加算Ⅴ(2)・(4)・(7)・(9)・(13)を算定していなかった事業所のみ

①	令和6年度の新規に旧ペア加算相当の2/3以上の月額賃金改善の見込額	0	円	←	○
②	令和6年度の旧ペア加算等による月額賃金改善の見込額のうち、新規に算定する月額賃金改善の見込額 (①の見込額の2/3以上となること)	0	円	←	

(3)月額賃金改善要件Ⅲ(旧ペア加算額の2/3以上の新規の月額賃金改善)【旧ペア加算】

①	令和6年度から新規に旧ペア加算等加算を算定する事業所について	<input checked="" type="checkbox"/>			
【令和6年4・5月から新規に旧ベースアップ等加算を算定する事業所について】 ⇒ 新規に算定する事業所の旧ベースアップ等加算について、福祉・介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)の引上げに充てられる計画になっていること					
②	新規に算定する旧ベースアップ等加算の見込額	0	円	←	○
③	旧ベースアップ等加算による賃金改善の見込額のうち、新規に算定する旧ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	0	円	←	

(4) キャリアパス要件 I・II

【新加算 I～IV・V(1)～(6)・V(8)・V(11)、旧処遇 I・II】 ⇒ キャリアパス要件 IとIIの両方を満たすこと。

該当

【新加算 V(7)・(9)・(10)・(14)、旧処遇 III】 ⇒ キャリアパス要件 IとIIのどちらかを満たすこと。

キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等)

次のイからハまでのすべての基準を満たす。 ←

イ	福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
ハ	イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。

→上記が「イ」の場合、令和6年 令和6年度中(令和7年3月末まで)に福祉・介護職員の任用要件・賃金体系を整備の整備を要すること。 令和6年度中(令和7年3月末まで)に福祉・介護職員の任用要件・賃金体系を定めます。

キャリアパス要件 II (研修の実施等)

次のイとロの両方の基準を満たす。 ←

イ	福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①・②のうち少なくともいずれかに関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。
イの実現のための具体的な取組内容(該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について以下に記載すること
	<input checked="" type="checkbox"/> ② 法人本部主催で年間研修計画を策定し、資質向上のための研修の機会を提供 人事評価規程に従い職員の能力を評価し、当該結果を参考として特別昇給を実施
	<input checked="" type="checkbox"/> ③ 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について以下に記載すること
ロ	イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。

→上記が「イ」の場合、令和6年 令和6年度中(令和7年3月末まで)に研修等に関する計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行います。

(5) キャリアパス要件 III 【新加算 I～III、V(1)・(3)・(8)、旧処遇 I】

キャリアパス要件 III (昇給の仕組みの整備等)

次のイとロの両方の基準を満たす。 ←

イ	福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。
具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。
	<input checked="" type="checkbox"/> ② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
	<input checked="" type="checkbox"/> ③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。
ロ	イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。

→上記が「イ」の場合、令和6年度中 令和6年度中(令和7年3月末まで)に昇給の仕組みを整備します。

4 要件を満たすことの確認・証明

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項	証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じて提出)	○
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。また、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、給与明細等	○
<input checked="" type="checkbox"/> 令和7年度に繰り越す額(2(1)① i ア)がある場合は、全額、令和7年度の更なる賃金改善に充てます。期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等	○
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、資質向上のための計画等	○
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—	○
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書	○
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書	○

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本様式への虚偽記載のほか、旧3加算及び新加算の請求に関して不正があった場合並びに指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、障害福祉サービス等報酬の返還や指定取消となる場合がある。

本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いありません。
記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。

令和 6 年 4 月 11 日 法人名 社会福祉法人 湊仁会
代表者 職名 理事長 氏名 谷内 好

(確認用) 提出前のチェックリスト

- 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
- ※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について			
	令和7年度への繰越し見込額が令和6年度に増加する加算の見込額を超えない計画となっている		○
(1)	令和7年度に繰り越す額を除いた加算額以上の賃金改善を行う計画となっている		○
	令和6年度に増加する加算の見込額を超える賃金改善を行う計画となっている		○
(2)	加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約している		○
(3)	賃金改善を行う賃金項目及び方法を記載している		○
3 福祉・介護職員等処遇改善加算等の要件について			
(1)	月額賃金改善要件Ⅱ	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になっていること	○
(2)	月額賃金改善要件Ⅲ	令和5年度から継続して旧ベースアップ等加算を算定する事業所について、令和5年度以前からの賃金改善の取組の継続を誓約していること	○
		令和6年4・5月から新規にベースアップ等加算を算定する事業所について、旧ベースアップ等加算額以上の新規の賃金改善を行う計画になっていること	○
(3)	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	福祉・介護職員について、賃金改善の見込額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられる計画になっていること	○
		その他の職種について、賃金改善の見込額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられる計画になっていること	○
		キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に福祉・介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること	○
		キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)のどちらかを満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に福祉・介護職員の任用要件・賃金体系を定めること又は研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること	○
(4)	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に昇給の仕組みを整備することを誓約していること	○
(5)	キャリアパス要件Ⅳ	賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること	○
(6)	キャリアパス要件Ⅴ	キャリアパス要件Ⅴ(配置等要件)を満たすこと	○
(7)	職場環境等要件	新加算等の区分ごとに必要な数以上の職場環境等要件の取組を行っていること 情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	○
4 要件を満たすことの確認・証明			
	必要な項目が全て選択されていること		○
	誓約・記名が行われていること		○

別紙様式2-2 個票(令和6年4・5月分)

法人名 社会福祉法人 後志総合振興局

知事改善加算額(見込額)の合計[円](別紙様式2-1 2(1)(a)の内訳)	37,880	円
特定加算(見込額)の合計[円](別紙様式2-1 2(1)(b)の内訳)	0	円
ベースアップ等加算(見込額)の合計[円](別紙様式2-1 2(1)(c)の内訳)	0	円
うち、前項に算定する旧ベースアップ等加算の見込額[円](別紙様式2-1 2(1)(c)の内訳)	0	円
旧9加算のうち、令和6年度に増加する加算額の見込額(旧9加算の上地区分への移行によるもの)(別紙様式2-1 2(1)(b)の内訳)	0	円

【記入上の注意】
 ・ 月額の70万円以上の改善は、特定加算による改善改善額のみで判断すること。改善後の賃金が年額440万円以上である場合は、知事改善加算、特定加算、ベースアップ等加算による賃金改善額も金額で判断すること。

【記入上の注意】
 - 記入箇所は色付きのセルだけです。
 ・ 緑色 水色 黄色 のセルには、原則として全て記入してください。

⑥キャリアパス要件IVについて
 賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上である等の数
 特定加算Ⅰ・Ⅱの算定を届け出た事業所数

事業所番号 事業所番号	事業所の所在地		サービス名	知事改善等ベースアップ等加算額[円] (a)	知事改善加算・特定加算・ベースアップ等加算の別	令和5年度 (参考)		令和6年度		令和6年度に増加する加算額の見込額 (令和5年度の加算率と比較)	⑤キャリアパス要件Ⅱ		⑥キャリアパス要件Ⅳ	⑦キャリアパス要件Ⅶ	
	指定権者名	都道府県				市区町村	事業所名	算定した処遇加算等の区分 ※令和5年3月時点	加算率 (b)		算定対象月 (c) ※選定は令和6年4月～令和6年5月	処遇加算等の見込額[円] (g×b×c)			加算率 (b)
1	0112200241	北海道	厚志介護	80,124	知事改善加算 特定加算 ベースアップ等加算	処遇加算Ⅰ 27.4% 特定加算なし ベースアップ等加算なし	27.4% 0.0% 0.0%	令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月) 令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月) 令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)	37,880 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	
2	0112200241	北海道	重厚訪問介護		知事改善加算 特定加算 ベースアップ等加算	処遇加算Ⅰ 20.0% 特定加算なし ベースアップ等加算なし	20.0% 0.0% 0.0%	令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月) 令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月) 令和6年4月～令和6年5月(2ヶ月)							

法人名 社会福祉法人環仁会

【記入上の注意】
 ・記入箇所は「**ピンク色**」のセルには、原則として全て記入してください。
 ・「**ブルー色**」のセルの入力は必須ではありませんが、可能な限り入力してください。

福祉・介護職員等単独加算(見込額)の合計(円)	208,750	円
うち、福祉・介護職員等単独加算(見込額)の内訳 様式2-1-3(1)①の内訳	94,355	円
うち、新たに増加する旧ベースアップ等加算相当の見込額(円)①様式2-1-3(2)①の内訳	0	円
うち、令和6年度に増加する加算額の見込額(令和6年度改定での加算率の引上げ及び加算率への移行によるもの)①様式2-1-2(1)①の内訳	19,350	円
(参考)令和5年度と比較し、令和7年度に増加する加算額の見込額(令和6年度改定での加算率の引上げ及び新加算への移行によるもの)	0	円

【記入上の注意】上の表については、旧特加算相当による見込額の見込み額を記載すること、改定後の賃金が年額440万円以上である場合は、新加算及び旧30加算の賃金改定額を含む金額で記載すること。

⑤キャリアパス要件Ⅳについて(「令和6年度の賃金予定」について)
 賃金改定額が月額平均19万円以上又は改定後の賃金が年額440万円以上となる者の数
 新加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ(1)~(7)・(9)~(10)の算定を届け出た事業所数

事業者の所在地 都道府県 市区町村	事業所名	サービス名	事業所 種別	事業所 種別	事業所 種別	令和6年4月5日時点の旧30加算の区分	会社全体の加算率	(参考)令和5年度と改定後の賃金に引き上げられた者の割合(%)	加算率	算定する新加算の区分	加算率(b)	算定対象月 (c) ※通常は令和6年6月~令和7年3月	新加算の見込額(円) (g×b×c)	令和6年度に増加する加算額の見込額(円) (令和5年度の加算率と比較)	①月額賃金要件Ⅰ(参考) (令和7年度)		②月額賃金要件Ⅱ	③キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	④キャリアパス要件Ⅲ	⑤キャリアパス要件Ⅳ	⑥キャリアパス要件Ⅴ		
															新加算Ⅳ相当の見込額の1/2	月額賃金要件Ⅰを満たす						新たに増加する旧ベースアップ等加算相当の見込額	月額賃金要件Ⅰを満たす
1	0112200241 北海道	ケアセンター 居宅介護	北海道	ケアセンター 居宅介護	北海道	特定加算なし	27.4%	30.2%	令和6年度の算定予定 (参考)令和7年度の移行予定	新加算Ⅴ(8)	30.2%	令和6年6月~令和7年3月(10ヶ月)	208,750	19,350	94,355	0	0	0	0	0	0	0	0
2	0112200241 北海道	ケアセンター 重症訪問介護	北海道	ケアセンター 重症訪問介護	北海道	特定加算なし	30.0%	22.8%	令和6年度の算定予定 (参考)令和7年度の移行予定	新加算Ⅴ(8)	22.8%	令和6年6月~令和7年3月(10ヶ月)	37,332	113,226	113,226	37,332	0	0	0	0	0	0	0

